

第2章 耐震化の現状と目標

2-1. 住宅における耐震化の目標

1) 耐震化の現状

- ・市内民間住宅の現況耐震化率(耐震性能保有率)は、平成25年住宅・土地統計調査の結果によると居住がある住宅戸数は約36,200戸、耐震性がある住宅は約28,600戸、耐震化率は79%となっており、平成27年度末で推計すると85%となっています。目標としていた90%に対して5ポイント下回っています。

▼住宅の耐震化率(平成25年住宅・土地統計調査より)

耐震性あり 28,600戸 [79%]	耐震性なし 7,600戸	⇒ 平成27年度末 耐震化率(推計) 85%
------------------------	-----------------	------------------------

住宅(総数: 36,200戸)

2) 耐震化の目標

- ・国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号、改正平成28年3月25日国土交通省告示529号)」において、住宅及び特定建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、住宅については、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。
- ・県は平成28年度から平成37年度までの10年間で耐震化率95%を達成することを目標としています。
- ・上述の状況や実情を踏まえ、本市においても本計画の期間を10年延長し、平成37年度末で耐震化率を95%以上とすることを目標とします。

2-2. 特定建築物における耐震化の目標

1) 多数の者が利用する特定建築物

- ・「石川県耐震改修促進計画」では、特定建築物の耐震化率現状77%を平成27年度末に90%にすることを目標に掲げていましたが、耐震化率は86%と目標値を4ポイント下回っています。そこで平成28年度から平成37年度までの10年間で耐震化率95%を達成することを目標としています。
- ・市内の特定建築物の耐震化率は約63%から約93%へ30ポイント上昇し、うち市が所有する特定建築物の耐震化率は約56%から約94%へ38ポイント上昇しました。
- ・本計画では、平成27年度末までに耐震化率約90%を達成することを目標とし、耐震改修を促進してきた結果、目標値に対して3.2ポイント上回っています。
- ・本市においては目標を達成しているが上述の状況や一部の用途で目標に達していない実情を踏まえ、本市においてもさらに耐震化率が向上するよう耐震改修を促進していきます。

用途		総棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
		A	B	C	B/A
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別養護学校	68 (68)	66 (66)	2 (2)	97.1% (97.1%)
	上記以外の学校	13 (0)	13	0	100.0%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		18 (18)	17 (17)	1 (1)	94.4% (94.4%)
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動場		2 (2)	2 (2)	0 (0)	100.0% (100.0%)
病院、診療所		12 (0)	12	0	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場		1 (1)	1 (1)	0 (0)	100.0% (100.0%)
集会場、公会堂		7 (5)	5 (3)	2 (2)	71.4% (66.7%)
展示場		2 (2)	2 (2)	0 (0)	100.0% (100.0%)
卸売市場		—	—	—	—
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗		9 (0)	9	0	100.0%
ホテル、旅館		16 (1)	8 (1)	8 (0)	50.0% (100.0%)
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		69 (29)	62 (27)	7 (2)	88.9% (93.1%)
事務所		33 (1)	32 (1)	1 (0)	97.0% (100.0%)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		19 (0)	19	0	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		6 (5)	6 (5)	0 (0)	100.0% (100.0%)
幼稚園、保育所		30 (6)	25 (4)	5 (2)	83.3% (66.7)
博物館、美術館、図書館		1 (1)	1 (1)	0 (0)	100.0% (100.0%)
遊技場		—	—	—	—
公衆浴場		3 (2)	3 (2)	0	100.0%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		—	—	—	—
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		1 (0)	1	0	100.0%
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		72 (0)	70	2	97.2%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		—	—	—	—
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		1 (0)	1	0	100.0%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		16 (15)	16 (15)	0 (0)	100.0% (100.0%)
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		13 (0)	13	0	100.0%
合 計		412 (155)	384 (146)	28 (9)	93.2% (94.2%)

※()は、白山市が所有する特定建築物

2) 危険物を貯蔵、処理する建築物

- ・火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物（耐震改修促進法令第3条）は、地震発生時に万が一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。
- ・また、特定建築物となる危険物を貯蔵、処理する建築物以外の危険物を貯蔵、処理する建築物（ガソリンスタンド等）も、地震発生時に多大な被害につながるおそれもあります。
- ・このため、消防と連携し、これらの所有者に対して安全性や耐震性の確認および確保を呼びかけ、耐震化を促進します。

3) 防災上重要な建築物

- ・応急活動や防災業務の中心となる施設（拠点型施設）の耐震化率は51%から約97%へ46ポイント上昇、避難者の収容や市民生活に影響を与える施設（避難型施設）の耐震化率は72%から約98%へ26ポイント上昇、被災者の一時収容や救護所となる施設（入所型施設）の耐震化率は73%から約94%へ21ポイント上昇となっています。
- ・本計画では、できるだけ早急に耐震化率100%を達成することとし、さらに耐震改修を促進させるものとします。

4) 災害時に道路閉塞が懸念される建築物

- ・緊急輸送道路沿道の簡易調査^{*}を行った結果、これらの道路沿道に災害時に道路閉塞が懸念される建築物が約250件確認されています。
- ・このため、これらの所有者に対して安全性や耐震性の確認および確保を呼びかけ、耐震化を促進します。
- ・また、緊急輸送道路のほか、災害時に通行を確保すべき道路として、避難所等に通じる道路の基礎調査を実施し、避難路としての指定を検討します。

※緊急輸送道路沿道の建築物で、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物について、概ねの該当件数を把握するために行った調査。